

宮古島市情報産業振興施設入居企業検討委員会設置要綱

令和元年 8 月 2 7 日 市長決裁

令和 5 年 8 月 2 1 日 一部改正

(設置)

第 1 条 宮古島市情報産業振興施設（以下「施設」という。）へ入居を希望する企業について、選定審査をするため宮古島市情報産業振興施設入居企業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 委員会は、施設への入居に応募のあった企業等において、市長が必要と認めたときに入居する企業を審査するものとする。

2 入居企業の審査は、次に掲げる審査基準により行うものとする。

- (1) 情報通信関連産業を営む企業であること。
- (2) 人材育成に寄与する企業であること。
- (3) 市民の雇用機会を創出する企業であること。
- (4) 地域活性化への寄与及び市の経済に波及効果が期待できる企業である
こと。

(5) 新規事業に取り組む意欲及び将来性、発展性のある企業であること。

(6) 施設でのイベント等への参画及び開催する意思のある企業であること。

(7) その他市長が特に必要と認める者。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、企画政策部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、情報政策課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、企画調整課長、エコアイランド推進課長、秘書広報課長、財政課長の職にある者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長が緊急を要すると認められるときは、持ち回りで回議して委員会の審議に代えることができる。

(関係者等の出席)

第6条 委員長は、会議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(審査方法)

第7条 入居候補者の選定は、委員長が別に定める入居企業候補者評価表により審査を行い、評価結果をとりまとめるものとする。各委員の審査結果を踏まえ、評価点数合計が過半数を満たしている者の中から、委員長が入居企業候補者選定結果（様式第1号）にて選定するものとする。

(会議の非公開)

第8条 委員会の会議は、これを公開しないものとする。

(入居企業候補者の内定報告)

第9条 委員長は、第2条第2項の規定により入居応募企業の審査を行い、その結果内定すべきであるとした入居企業候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定により報告された企業を内定すべきものと決定した場合は、速やかに宮古島市情報産業振興施設入居内定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(内定の取り消し)

第10条 市長は、情報産業振興施設への入居を内定した企業が市長の指定する期間内に、使用許可申請書を提出しないとき又は入居申込書の事業計画に著しい変更が生ずる等、使用許可を与えることが不適當であると認めるときは、前条第2項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による内定の取り消しは、宮古島市情報産業振興施設入居内定取り消し通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

様式第1号（第7条関係）

入居企業候補者選定結果について

標記の件について、宮古島市情報産業振興施設入居企業検討委員会の審査の結果、
下記のとおり入居企業候補者を決定します。

記

選定結果

室 名	入 居 企 業 候 補 者 名	備 考
オフィスA		25.71㎡
オフィスB		22.72㎡
オフィスC		23.74㎡
オフィスD		13.74㎡

宮古島市情報産業振興施設入居企業検討委員会委員長

印

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

宮古島市長

宮古島市情報産業振興施設入居内定通知書

年 月 日付けで宮古島市情報産業振興施設への入居の申込について、
審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

入 居 の 可 否	許 可 ・ 不 許 可
入 居 部 屋 名	
使 用 料	
入 居 開 始 予 定 日	
使用許可申請期日	

以上

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

宮古島市長

宮古島市情報産業振興施設入居内定取り消し通知書

年 月 日付け、第 号で通知した宮古島市情報産業振興施設への入居の内定については、宮古島市情報産業振興施設入居企業検討委員会設置要綱第 9 条の規定に基づき、下記理由により取り消しましたので通知します。

記

取り消した理由：

以上